

令和8年度青森県所得向上プログラム実践支援事業追加公募要領

1 趣旨

本県における農業者の所得向上のモデル事例を創出し、そのモデルを地域で共有・横展開することで、農業者全体の所得向上を図ることを目的とします。

2 事業の概要

本事業は、農業者等が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けて、その取組に係る経費を補助するほか、普及指導員が経営指導等により伴走支援を行います。

事業実施年度（令和8年度）に補助金を交付するほか、目標年度（令和10年度）において、大きな成果を収めた場合、追加で補助金を交付することで、成果により補助率が変わる補助事業です。

3 事業実施主体

- (1) 農業者
- (2) 農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人その他主に農業を営むものと知事が認める法人）
- (3) 任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるものをいう。）

4 事業実施主体の要件

事業実施主体は、以下の要件を全て満たす必要があります。

区分	要件
1 共通事項	(1) 応募前に農業経営診断システム（以下「システム」という。）による財務分析を受けていること (2) 令和8年度にシステムによる経営診断を受けること ただし、当該経営診断と同等の内容であれば経営コンサルタント等による経営診断でも差し支えないものとする。 (3) 直近3年間（営農経験が3年に満たない者は直近2年間以内の平均でも可とする。）の青色申告決算書の所得の平均が黒字であること (4) 国及び県が助成する他の補助事業（補助対象経費が重複するものに限る。）を利用していないこと (5) 県が「所得向上チャレンジプラン」の内容や売上・経費等のデータを活用し、取組事例や所得向上プログラム等として公表することに同意すること (6) 令和7年度又は令和8年度において、スマート農業チャレンジ支援事業又は所得向上プログラム実践支援事業を実施していないこと (7) 水稻については、原則として、令和7年度事業でモデルを確立する上で十分な実施実績のあった以下の取組内容に該当しないこと ア 衛星データとAIを活用した可変施肥による生育の平準化 イ 自動操舵トラクターや直進アシスト機能付き田植え機を活用した農作業の効率化 ウ 収量コンバインを活用したほ場管理の最適化 エ その他令和7年度事業で十分な実施実績のあった取組

(つづき)

区分	要件
2 ハード事業	(1) 令和8年度において、経営発展支援事業又は世代交代・初期投資促進事業の交付を受けていないこと (2) 整備する施設等について、園芸施設共済その他損害補償保険に加入すること (3) 関連するソフト事業を実施すること (4) ハード事業の補助対象経費について、金融機関から融資を受けること (5) 過去5年間に活用した補助事業において、その目標を80%以上達成済みであること（目標年度に達していない場合は除く。）
3 成果連動型加算 (令和10年度)	(1) 応募の段階で、成果連動型加算の意思表示をしていること (2) 基本目標とチャレンジ目標のすべてを達成していること (3) 研修会や視察の受入れなどを通じて成果を10人以上の農業者に発表していること※ ※売上・経費などの具体的なデータ（事業対象品目のみ）を活用しながら、取組のポイントや改善点などを自ら発表すること

※システムは、農林水産省が提供する経営診断のためのシステムです。

※経営診断では、予備診断書から本診断書までの結果をまとめた総合診断書を作成します。

※任意組織の経営分析及び目標の評価は、役員3名（原則として代表及び副代表）が対象です。

5 補助対象経費

(1) ソフト事業及びハード事業（令和8年度交付）

所得向上チャレンジプランの実施に要する経費が対象となります。

区分	補助対象経費	補助金の額
1 ソフト事業	次に掲げる所得向上に向けた新たな取組又は既存の取組の拡充に要する経費 (1) 新技術等の導入 (2) 新商品の開発 (3) 販売促進活動 (4) ICTの導入 (5) その他知事が必要と認める取組	定額 (上限50万円)
2 ハード事業	次に掲げる経費 (1) 栽培用設備、かん水施設又は加工用設備の導入・改修 (2) 農業用機械又は加工用機械の購入 (3) その他知事が必要と認めるもの ただし、対象となる設備、施設又は機械は1件の本体価格が500千円以上に限る。	1/2以内 (上限500万円、ただし、任意組織の場合は1,000万円とする。)
3 共通事項	次の(1)から(6)までに該当する経費は除く。 (1) 種苗、肥料、農薬など営農に必要な資材費 (2) 事業実施主体の宿泊費・日当及び海外への旅費 (3) 人件費 (4) パソコン等本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械の導入に要する経費 (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 (6) その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費	—

※ソフト事業のみの実施も可能です。

(2) 成果連動型加算（令和10年度交付）

公募要領4の区分の欄の3については、要件の欄の（1）～（3）のすべてを満たした場合、令和8年度に実施するハード事業に要した経費の6分の1に相当する額以内の額を加算します。

ただし、ハード事業に係る金融機関からの借入金の償還に要する経費などが補助対象となります。

なお、成果連動型の追加加算は、令和10年度予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて変更の可能性があります。

6 目標設定（目標年度は令和10年度）

応募時の直近3年間の平均（営農経験が3年に満たない者は直近2年間以内の平均）を現状として基本目標、チャレンジ目標※を設定してください。

※チャレンジ目標は成果連動型加算に挑戦する事業実施主体が設定する目標ですの
で、挑戦されない方は設定不要です。

区分	内容
1 基本目標 (必須)	次の（1）及び（2）のいずれの目標も設定すること （1）所得向上目標 ①農業者：農業所得 50 万円以上の増加かつ 10%以上の増加 ②農業法人：経常利益の 150 万円以上の増加かつ 10%以上の増加 ③任意組織：役員の平均農業所得の 50 万円以上の増加かつ 10%以上の増加 （2）選択目標（以下のいずれか1つを設定） ①販売額の 10%以上の増加 ②収益力の 10%以上の増加 ③付加価値額の 10%以上の増加 ④対象品目の 10a 当たり収量の 10%以上の増加 ⑤10a 当たり生産コストの 10%以上の削減
2 チャレンジ 目標	（1）農業者：農業所得の 100 万円以上の増加かつ 25%以上の増加 （2）農業法人：経常利益の 300 万円以上の増加かつ 25%以上の増加 （3）任意組織：役員の平均農業所得の 100 万円以上の増加かつ 25%以上の増加

（注）目標に係る指標の計算は別表のとおりです。

7 応募方法

（1）事前相談

公募要領4の区分の欄の1のうち、要件の欄の（1）による県の財務分析には、時間を要しますので、お早めに最寄りの農林水産事務所農業普及振興室に直近3か年分の青色申告決算書を持参の上、御相談ください。（事前の予約をお願いします。）

（2）応募書類の提出

応募書（別紙様式1）、所得向上チャレンジプラン（別紙様式2）及びソフト事業経費内訳書（別紙様式3）を作成し、最寄りの農林水産事務所農業普及振興室に提出してください。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出書類等に不備又は不適當な事由がある場合、不採択となり得ますので、書類の作成に当たっては十分に御留意ください。
- (2) 提出された書類に基づきヒアリングを実施する場合があります。
- (3) 提出書類等は、事業採択の有無に関わらず返却いたしません。なお、提出書類等は、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外の目的には使用いたしません。
- (4) ソフト事業の実施は令和8年4月1日から可能ですが、不採択の場合は補助対象外となりますので、御注意ください。
- (5) ハード事業は融資が要件となっていますので、応募前に金融機関との事前の相談をお願いします。
なお、融資を受けられないと交付決定の取り消しとなります。

9 事業の採択

- (1) 事業計画は、提出された書類により審査します。
- (2) 審査は外部の審査員等により行い、評価点の合計が高い順に採択します。また、一定の評価点未満の場合は不採択とします。
- (3) 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。
- (4) 採択結果については、応募者に文書でお知らせします。

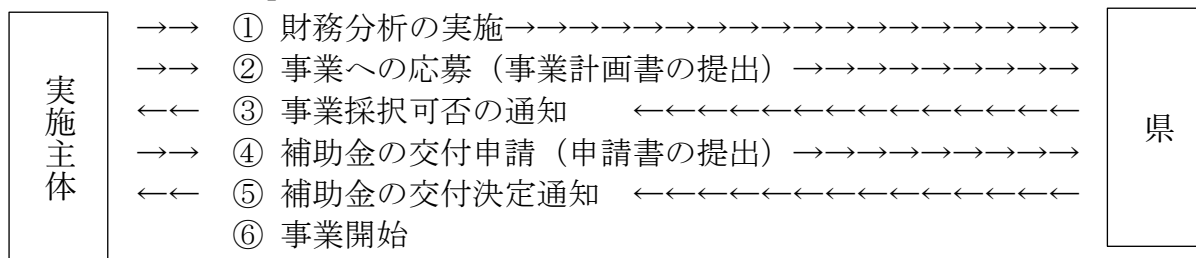
10 審査の主な視点

- (1) チャレンジプランの妥当性（財務の健全性、課題の明確性、計画の有効性など）
- (2) 取組の新規性（新規性、チャレンジ性など）
- (3) 事業効果の公益性（モデル性と地域への定着性など）
- (4) 関係者の総合的なサポート体制と役割分担による実現度（協力体制やそれぞれの役割の明確化など）
- (5) その他

11 スケジュール

- (1) 募集期間：令和8年7月10日（金）～8月19日（水）17：00まで
（応募者→農林水産事務所）（公募期間が概ね1か月となるように設定）
- (2) 審査結果：9月中旬通知予定（審査会を開催）
- (3) 事業開始：交付決定後（ソフト事業は令和8年4月1日から）
- (4) 事業完了期限：原則として令和9年3月31日まで
- (5) 補助金交付：事業完了後精算払又は概算払

【事業開始までの流れ】



12 お問い合わせ先

本事業の内容及び応募に関する質問は、下記の機関にお願いします。

事業担当課：青森県農林水産部農林水産政策課 農業所得向上支援グループ

住 所：〒030-8570 青森市長島 1－1－1

電 話 番 号：017-734-9474

電子メール：nosui@pref.aomori.lg.jp

<各農林水産事務所窓口>

東青農林水産事務所農業普及振興室：017-734-9966

中南農林水産事務所農業普及振興室：0172-32-1131(内線 362)

三八農林水産事務所農業普及振興室：0178-23-3794

西北農林水産事務所農業普及振興室：0173-34-2111(内線 243)

上北農林水産事務所農業普及振興室：0176-22-8111 (内線 223)

下北農林水産事務所農業普及振興室：0175-22-8581(内線 289)

別表

目標設定等に係る指標の計算方法

区分		目標	個人・任意組織役員	法人	
基本目標	(1) 所得向上目標	所得（千円） ※（法人は経常利益＋役員報酬）	青色申告決算書の差引金額（販売額(A)－経費(B)）	損益計算書の経常利益（販売額(A)－経費(B)）＋役員報酬	
		販売額(A)（千円） ※経営開始資金及び農業次世代人材投資事業は除く	青色申告決算書の収入金額計	損益計算書の売上高合計＋営業外収益	
		経費(B)（千円）	青色申告決算書の経費計	損益計算書の売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用	
	(2) 選択目標	①販売額（千円）	青色申告決算書の収入金額計	損益計算書の売上高合計＋営業外収益	
		②収益力（千円）	青色申告決算書の収入金額計－経費計＋減価償却費	税引き前当期純利益＋減価償却費	
		③付加価値額（千円）	青色申告決算書の収入金額計－経費計＋雇人費	損益計算書の売上高合計＋営業外収益－売上原価－販売費及び一般管理費－営業外費用＋労務費	
		④10 a 当たり収量（k g／10 a）	対象品目の収穫量／作付面積（飼養頭数）		
		⑤10 a 当たり生産コスト（千円／10 a）	青色申告決算書の経費計／作付面積の計	（損益計算書の売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用－役員報酬）／作付面積の計	
	目標チャレンジ		基本目標の所得（千円）と同様に計算すること。		

（注１）上記の値は農業及び関連事業に限る。

（注２）作付面積（飼養頭数）は果樹や畜産にあっては育成期間が終了したものを対象とする。

（注３）現状値については、原則として直近３年間の平均値とする。